様式第18号の2（第9条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖市保第 号

住所

氏名

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖縄市福祉事務所長

印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの　　　にあたる　　さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　名 |  |
| 保護の開始の申請  があった日 |  |

（参考）

生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

　　　 　　　第2項　民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第24条第8項　保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶

養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民 法 第 877 条第1項　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

　　　　　　　第2項　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合

のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせること

ができる。

※　「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。